

(7) 集落営農組織の法人化

経営所得安定対策に加入する集落営農組織には5年後の法人化が義務づけられている。そこで集落営農組織の法人化について検討することがここでの目的である。このため今年度はまず初めに、集落営農組織の法人化がこれまでの政策にどう位置づけられてきたかを簡単に整理した後、法人組織の全国的な設立状況を見る。その上で、調査対象組織について、法人化と組織類型および前組織の有無との関係、さらには法人化の条件と考えられる経理の一元化との関係を分析する。そして最後に、任意組織における今後の法人化の見通しと課題について言及する。

1) 集落営農組織の法人化に関する政策的位置づけの経緯

集落営農組織の法人化について、政策的には次のように位置づけられてきた⁽¹⁰⁾。平成14年に制定された米政策改革大綱（以下「大綱」という。）と、これを受けた平成16年の米政策改革で、「集落型経営体」が育成すべき農業経営として位置づけられた。それは、集落営農組織のうち「生産から販売、収益配分まで組織として一元的に経理を行い、主たる従事者が、市町村の基本構想で定めている所得水準を目指し得るとともに、一定期間内に法人化する計画を有する等、経営体としての実体を有するもの」とされ、大綱で要件とされた経理の一元化と法人化計画に所得目標が加えられた。そしてその「集落型経営体」のうち、20ha以上の規模要件を満たすものが担い手経営安定対策に加入できることとなった。

このように集落営農組織が政策対象として正式に位置づけられることとなったが、同時に農業の担い手として政策支援を受けるためには、現実的な法人化計画の策定が必須となった。そして各地域の「地域水田農業ビジョン」の中に法人計画を策定した集落営農組織、すなわち「集落型経営体」が地域農業の担い手として位置づけられていく。この場合、政策が意図したのは効率的かつ安定的な経営体の一形態としての集落営農組織である。

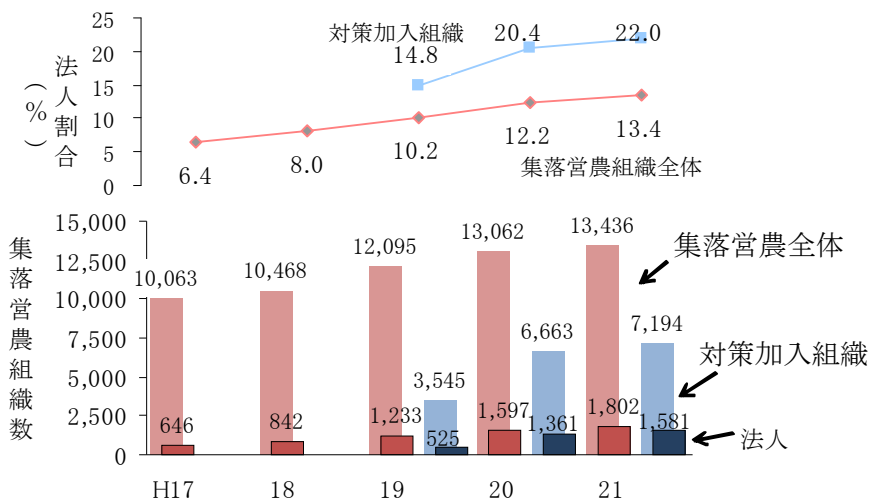
平成17年の「食料・農業・農村基本計画」（以下、「基本計画」という。）策定にむけた「中間論点整理」（平成16年8月）において、「一元的に経理を行い法人化する計画を有する等、経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展していくことが見込まれる集落営農については、担い手として位置付けることが適当である。このことを踏まえ、併せて、地域の合意に基づく農地の集団化等を通じ、集落営農の組織化と法人化を促進していく必要がある。」とされたのは、その延長上にある。そして基本計画の中の「望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保」の項目で、「集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを担い手として位置付ける」と明記された。

米政策改革では「経営体」、すなわち効率的かつ安定的な経営体としての実体を有する組織に限定されていたものが、基本計画では、そうした「経営体」にはまだ至っていないが「将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれる」経営主体としての実体を有する組織も「集落営農経営」として農業の担い手に位置づけられた。

そして平成19年度から始まる経営所得安定対策では、法人化計画を有する将来の効率的かつ安定的な農業の担い手として、集落営農組織が政策の対象とされた。こうして同対策に加入しようとする集落営農組織には、5年後の法人化が義務づけられた⁽¹¹⁾。この法人化への強制力が、各集落営農組織に与えたインパクトは大きいものであったが、平成19年12月の見直しによって集落営農組織の法人化等に向けた指導の弾力化が図られている。

2) 全国の法人組織数の変化

集落営農実態調査（農林水産省統計部）における全国の法人組織数の推移を第5-18図に示す。集落営農組織は平成17年の10,063組織から経営所得安定対策を契機に増加し、平成21年には13,436組織へと3,373組織増加している。この間に法人組織は646組織から1,802組織に、1,156組織増加し、法人組織の割合は6%から13%に上昇している。法人数は、平成18年までに842組織（8%）に増加し、19年、20年に増加のテンポを速めている。



第5-18図 集落営農組織数と法人割合の変化

資料：農林水産省統計部「集落営農実態調査」（組み替え）

そのうち、経営所得安定対策に加入した組織については、平成21年に7,194組織に達するとともに、同対策に加入する法人組織は平成19年の525組織から21年には1,581組織に増加し、同対策加入組織における法人割合は15%から22%へと上昇している。他方、平成21年の同対策未加入組織（6,242組織）のうち、法人組織は221組織と少なく、法人割合も4%と低い（掲図なし）。こうして経営所得安定対策に加入した組織で法人化が進展した、あるいは同対策に加入するために法人化が進展していることがうかがわれる。

さらに、法人化の状況を地域ブロック別に示したのが第5-21表である。経営所得安定対策加入組織のうち法人割合の高い地域は、北海道（40%）、中国（58%）および北陸（39%）であり、特に、北陸および中国で加入組織数の増加とあわせて法人化が進展している。安定兼業農家が多い北陸、中山間地域が多い中国では、個別農家等の担い手が少ないこと

から、昭和 50 年代から集落ぐるみ型を中心とする集落営農組織が設立され活動してきたが、県等の指導もあって、そうした組織が経営所得安定対策実施前後に法人化に向かったと推察される。

他方、東北、関東・東山および九州では、経営所得安定対策を契機に集落営農組織が急増しているが、こうした地域では組織の法人割合が低く、組織数の増加に比して法人化の進展度合いが小さい。

第5-21表 地域ブロック別の集落営農組織数と法人割合

(単位:組織、%)

| | H21.2 | | | | | H18.5 | | 法人の増加数 |
|-------|--------|-------|--------------|-------|-----------|--------|------------|--------|
| | 総数 | 対策加入 | | 対策非加入 | | 対策加入予定 | | |
| | | うち法人 | | うち法人 | | うち法人 | | |
| 全国 | 13,436 | 7,194 | 1,581 (22.0) | 6,242 | 221 (3.5) | 2,943 | 506 (17.2) | 1,075 |
| 北海道 | 289 | 60 | 24 (40.0) | 229 | 9 (3.9) | 16 | 14 (87.5) | 10 |
| 東北 | 2,981 | 1,924 | 235 (12.2) | 1,057 | 36 (3.4) | 450 | 60 (13.3) | 175 |
| 関東・東山 | 908 | 583 | 85 (14.6) | 325 | 23 (7.1) | 179 | 33 (18.4) | 52 |
| 北陸 | 2,079 | 1,393 | 543 (39.0) | 686 | 20 (2.9) | 681 | 177 (26.0) | 366 |
| 東海 | 787 | 301 | 72 (23.9) | 486 | 16 (3.3) | 240 | 47 (19.6) | 25 |
| 近畿 | 1,767 | 749 | 79 (10.5) | 1,018 | 15 (1.5) | 459 | 19 (4.1) | 60 |
| 中国 | 1,726 | 515 | 301 (58.4) | 1,211 | 66 (5.5) | 244 | 119 (48.8) | 182 |
| 四国 | 368 | 120 | 46 (38.3) | 248 | 6 (2.4) | 45 | 5 (11.1) | 41 |
| 九州 | 2,525 | 1,549 | 196 (12.7) | 976 | 30 (3.1) | 629 | 32 (5.1) | 164 |

資料:農林水産省統計部「集落営農実態調査」(組み替え)

3) 調査対象組織の法人割合と法人化の時期

政策研で調査対象とした 76 組織の法人割合を第5-22表に示す。平成 21 年度での法人組織は 30 組織 (40%) であり、先にみた集落営農実態調査の全国数値 (22%) よりもかなり高い。経営所得安定対策への加入組織全体での法人割合が高かった北陸で調査対象組織の法人割合がさらに高いことに加えて、加入組織全体での法人割合が低かった東北、関東・東山、近畿および九州で調査対象組織の法人割合が高くなっており、これら法人割合が低い地域での調査対象が法人組織にやや偏った選定になっている。

また、法人割合を組織類型 (6 類型) 別にみると、オペレータ主体型の I-A および II-A の法人割合がそれぞれ 54%、48% と高く、全戸共同型の I-B および II-B はそれぞれ 38%、39% とやや低い。さらに目指す方向を決めかねている III-A および III-B では、法人化がほとんど進展していない (両者合わせて 16 組織中 3 組織のみで法人化)。これらから、組織内での営農の担い手が減少して少数に絞られている組織 (A 類型) で法人化が進展しているのに対して、組織内に営農の担い手が多数いる集落ぐるみ型の組織 (B 類型) では法人化が進展しにくいこと、さらに目指す方向を決めかねている組織 (III 類型) では法人化がほとんど行われていないことがわかる。

第5-22表 調査対象組織の法人割合

(単位:組織、%)

| | | 組織数 | |
|------------------------|--------|-----|-----------|
| | | | うち法人 |
| | 合計 | 76 | 30 (39.5) |
| 地域 ブ ロ ッ ク | 北海道 | 2 | 1 (50.0) |
| | 東北 | 15 | 6 (40.0) |
| | 関東・東山 | 8 | 5 (62.5) |
| | 北陸 | 9 | 6 (66.7) |
| | 東海 | 6 | 0 (0.0) |
| | 近畿 | 9 | 3 (33.3) |
| | 中国・四国 | 12 | 5 (41.7) |
| | 九州 | 15 | 4 (26.7) |
| | 類 型 | I-A | 13 |
| I-B | | 8 | 3 (37.5) |
| II-A | | 21 | 10 (47.6) |
| II-B | | 18 | 7 (38.9) |
| III-A | | 10 | 3 (30.0) |
| III-B | | 6 | 0 (0.0) |

資料:農林水産政策研究所調べ

次に、法人組織が法人化した時期を示したものが第5-23表である。調査対象組織全体(30組織)では、平成17年度以前が7組織(23%)、18年度が15組織(50%)、19年度以降は8組織(27%)であり、米政策改革を背景に法人化した組織が一定数あるものの、経営所得安定対策への加入にあわせて平成18年度に法人化したとみられる組織が半数を占めている(これらの中には経営所得安定対策以前から法人化を計画していた組織もある)。なおこの点は、本調査の対象組織が経営所得安定対策時に設立された組織を中心に選定していることとも関係しており、留意する必要がある。

第5-23表 類型別の法人化の時期

(単位:組織、%)

| | 法人数計 | 法人化の時期 | | | |
|-------|---------------|-------------|--------------|-------------|-------------|
| | | 17年度以前 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
| 全体 | 30 (100.0) | 7 (23.3) | 15 (50.0) | 5 (16.7) | 3 (10.0) |
| I-A | 7 | 2 | 4 | 0 | 1 |
| I-B | 3 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| II-A | 10 | 3 | 4 | 2 | 1 |
| II-B | 7 | 1 | 5 | 1 | 0 |
| III-A | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 |
| III-B | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

資料:農林水産政策研究所調べ

注.()内は法人数計に対する割合。

また、組織類型別には、法人割合が高いオペレータ主体型のI-AおよびII-Aでは、経営所得安定対策の導入前である平成17年以前に法人化した組織が合わせて17組織中5組織(29%)と多い。これら類型の組織は東北に多く、少数の担い手による経営体が形成され、その延長上で法人化している事例が多い。一方、全戸共同型のI-BおよびII-B

は、経営所得安定対策に対応して平成18年度さらには19年度に法人化した組織が、両類型合わせて10組織中9組織（90%）を占める。

こうした法人化は、それまでの組織活動をベースに取組が進められていると考えられる。そこで、法人割合を現在の集落営農組織設立に際しての前身組織の有無別にみたのが第5-24表である。この表から、前身組織があって設立された集落営農組織での法人割合が43%、前身組織がなくて設立された組織での法人割合が25%であり、組織としての活動歴があるところほど法人化の動きが強くなっていると考えられる。なお、前身組織がない中で、法人形態の集落営農組織を一気に立ち上げたところも数は少ないがある。

第5-24表 前身組織の有無別の法人割合

| | (単位:組織、%) | |
|--------|-----------|-----------|
| | 組織数 | |
| | うち法人 | |
| 全体 | 76 | 30 (39.5) |
| 前身組織あり | 60 | 26 (43.3) |
| 前身組織なし | 16 | 4 (25.0) |

資料:農林水産政策研究所調べ

4) 共同販売経理と法人化

共同販売経理（経理の一元化）は、集落営農組織が法人化する上での条件となっていると考えられる。集落営農組織では、販売額すべてをプール計算する組織がある一方で、転作組織をベースに米を経営に取り入れる形で組織化したケースでは、転作作物はプール計算だが米は枝番管理を行う組織もあり、組織によって経理方式が異なっている。そうした経理方式と法人化の関係を示したのが第5-25表である。米のみ、麦・大豆のみ、あるいは米と麦・大豆を生産し、それらの販売額を「すべてプール計算」している組織では、法人割合が高く（45組織中25組織、56%）、枝番管理を行わず協業経営体としての実体がある集落営農組織で法人化が進展している。

第5-25表 共同販売経理と法人化

| | (単位:組織、%) | | | | | | | |
|-------|-----------|-----------|----------|-----------|---------|----------|---------|-----------|
| | 全体 | | すべてプール計算 | | 米だけ枝番管理 | | すべて枝番管理 | |
| | うち法人 | | うち法人 | | うち法人 | | うち法人 | |
| 合計 | 76 | 30 (39.5) | 45 | 25 (55.6) | 12 | 2 (16.7) | 19 | 3 (15.8) |
| I-A | 13 | 7 (53.8) | 8 | 5 (62.5) | 4 | 1 (25.0) | 1 | 1 (100.0) |
| I-B | 8 | 3 (37.5) | 6 | 2 (33.3) | 1 | 0 (0.0) | 1 | 1 (100.0) |
| II-A | 21 | 10 (47.6) | 17 | 10 (58.8) | 2 | 0 (0.0) | 2 | 0 (0.0) |
| II-B | 18 | 7 (38.9) | 11 | 6 (54.5) | 2 | 0 (0.0) | 5 | 1 (20.0) |
| III-A | 10 | 3 (30.0) | 2 | 2 (100.0) | 3 | 1 (33.3) | 5 | 0 (0.0) |
| III-B | 6 | 0 (0.0) | 1 | 0 (0.0) | 0 | 0 (-) | 5 | 0 (0.0) |

資料:農林水産政策研究所調べ

他方で、枝番管理方式の経理を行っている組織では法人割合が低い。米と麦・大豆を生産し、麦・大豆はプール計算だが「米だけ枝番管理」の組織では12組織中2組織（17

%)、米や麦・大豆が「すべて枝番管理」の組織では19組織中3組織(16%)が法人化しているにすぎない。前者は、転作組織をベースにして米を取り込みつつもそれを枝番管理している組織、後者は個別に麦・大豆を生産していたが経営所得安定対策に対応するために販売額をすべて枝番管理することによって設立された組織であり、こうした組織では法人化に向けた組織内での合意形成が、多くの場合に困難となっていると考えられる。特に前者では、組織の中に米を取り込んだことが、現状ではかえって法人化の障害になっているとも考えられる

次に、組織類型別にみると、Ⅰ-AおよびⅡ-Aでは、「すべてプール計算」している協業経営体の組織がそれぞれ13組織中8組織、21組織中17組織と多く、これら組織の法人割合は高いが(それぞれ63%、59%)、麦・大豆はプール計算しつつも「米だけ枝番管理」の組織での法人割合低い。また、全戸共同型のⅠ-BおよびⅡ-Bにも「すべてプール計算」の組織が比較的多くあるが、それらの法人割合は先のⅠ-AおよびⅡ-Aと比較すると、Ⅰ-Bは33%と低く、Ⅱ-Bは55%でⅡ-Aと同程度の水準にある。Ⅱ-Bの「すべてプール計算」の組織の中には、米のみを生産しそれをプール計算する協業経営体が1組織(新潟県のS組織)、麦・大豆のみを生産しそれをプール計算する組織が1組織あり、それらがともに法人化していることがこの類型の法人割合を高める要因となっている。ちなみに、米と麦・大豆を生産している組織のみをみると、法人化している組織はⅠ-Bで6組織中2組織(33%)、Ⅱ-Bで9組織中4組織(44%)であり、共同販売経理を行いつつ法人化へ至るケースがやや少なくなる。

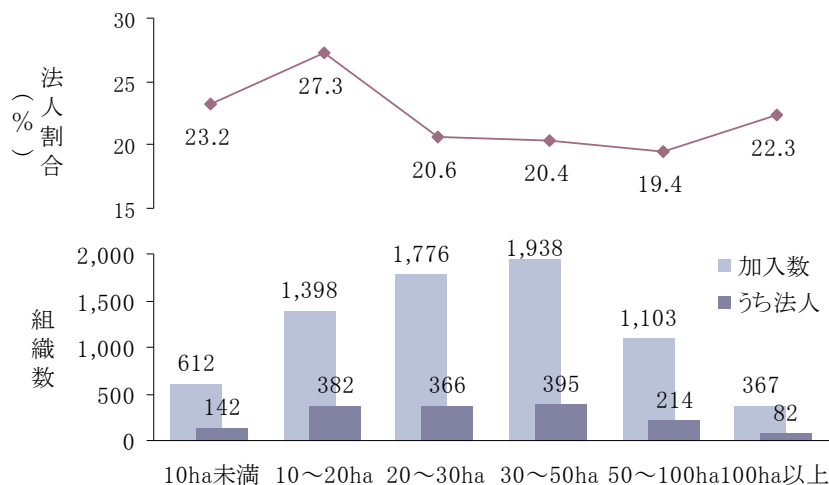
なお、Ⅲ-Aに法人組織が3組織あるが、このうち2組織は麦・大豆のみを生産し販売をプール計算している転作の協業経営組織であり、こうした転作のみの協業経営組織では先のⅡ-Bと同様に法人化が進展する傾向がみられる。

このように、米と麦・大豆を生産し、麦・大豆はプール計算だが「米だけ枝番管理」の組織や米、麦・大豆「すべて枝番管理」の組織では、すべての類型で法人割合が低い、そうした枝番管理の組織の中にもリーダーによるリーダーシップの発揮によって、法人化している組織が一部にある。例えば、「すべて枝番管理」の組織でありながら法人化しているⅠ-Aに含まれる熊本県T組織やⅠ-Bに含まれる群馬県G組織であり、両組織はともにリーダーが組織の経営発展のリーダーシップをとって、法人化を果たした組織である。

熊本県のT組織は、水稻作業受託組織をベースに平成18年に設立された46haを経営する組織であり、経営所得安定対策への対応のために枝番管理方式で麦・大豆作とあわせて組織化されており、リーダーが機械の共同利用を進めつつ露地野菜の導入等を図り、2009年に法人化すると、組織の運営目的が「所得確保」と明確になった(法人化を契機にⅢ-A→Ⅰ-Aに移行)。また群馬県のG組織は、平成18年に設立された米と裏作小麦を31ha経営する組織であり、経営所得安定対策への対応のために設立された組織である。営農の実体は個別農家によるものであるが、30歳代の若い園芸農家が副組合長としてリーダーとなっており、平成20年に法人化した後、機械の導入、園芸作の導入と精力的に組織の発展を目指している。

5) 規模別の法人化状況

経営所得安定対策に加入している集落営農組織全体の集積面積（経営面積＋作業受託面積）規模別の法人割合を第5-19図に示す。



第5-19図 対策加入組織における規模別法人割合

資料：農林水産省統計部「集落営農実態調査」（組み替え）

この図から、20ha から 100ha までの組織では、法人割合が 20 %程度でほとんど変わらず、規模による法人化の違いはみられない。これに対して 10ha 未満や 10～20ha といった小規模組織と 100ha 以上の大規模組織で法人割合がやや高い。これは、小規模組織については、経営所得安定対策に加入するための規模要件（おおむね 20ha 以上）に満たない組織が、法人化することによって認定農業者となり、個人と同じ低い規模要件（おおむね 4ha 以上）を満たして同対策に加入するという事例が平場、中山間を通じてあったためと考えられる。他方、大規模組織は、北海道、東北（岩手県、宮城県、山形県）、東山（長野県、岐阜県）および九州（福岡県、佐賀県）で多いが、そのうち北海道、新潟県、岐阜県等で法人割合が高く、協業化が進んだ大規模経営組織での農作業を担う専従者を確保するため⁽¹²⁾等の理由から法人化が進んでいるためと考えられる。

6) 非法人組織における法人化の見通し

非法人組織について、組織のリーダーによる今後の法人化の見通しを示したものが第5-26表である。調査対象組織全体（45 組織）では、「計画どおり法人化する」が 20 %、「計画は延長するが将来法人化する」が 47 %、法人化の見通しを検討中等の「その他」が 36 %であり、法人化をやや先に見通している組織が多い。組織類型別でも「計画は延長するが将来法人化する」とする割合が最も高い類型が多いが、Ⅲ-Bでは「その他」の割合が 83 %（6 組織中 5 組織）と圧倒的に高い。後に述べるように、協業経営組織としての実体に乏しい組織では、法人化の意向が低いものとなっているとみられる。

また、地域ブロック別には、東海および近畿で「計画どおり法人化する」とリーダーが回答した組織がそれぞれ2組織、3組織あり、全体では9組織（Ⅰ－Bの三重県N組織、Ⅱ－Aの愛知県S組織、愛媛県I組織、奈良県A組織、Ⅱ－Bの兵庫県U組織とK組織、Ⅲ－Aの岩手県F組織、福岡県R組織、熊本県S組織）が当初の計画通り5年以内の法人化を目指している。

第5-26表 法人化の見通し

(単位:組織、%)

| | 合計 | 計画どおり法人化する | 計画は延長するが将来法人化する | その他 |
|-------|------------|------------|-----------------|-----------|
| 合計 | 45 (100.0) | 9 (20.0) | 21 (46.7) | 16 (35.6) |
| Ⅰ－A | 5 (100.0) | 0 (0.0) | 4 (80.0) | 1 (20.0) |
| Ⅰ－B | 5 (100.0) | 1 (20.0) | 3 (60.0) | 1 (20.0) |
| Ⅱ－A | 11 (100.0) | 3 (27.3) | 4 (36.4) | 4 (36.4) |
| Ⅱ－B | 11 (100.0) | 2 (18.2) | 6 (54.5) | 3 (27.3) |
| Ⅲ－A | 7 (100.0) | 3 (42.9) | 3 (42.9) | 1 (14.3) |
| Ⅲ－B | 6 (100.0) | 0 (0.0) | 1 (16.7) | 5 (83.3) |
| 北海道 | 1 (100.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 1 (100.0) |
| 東北 | 8 (100.0) | 1 (12.5) | 4 (50.0) | 3 (37.5) |
| 関東・東山 | 3 (100.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 3 (100.0) |
| 北陸 | 3 (100.0) | 0 (0.0) | 1 (33.3) | 2 (66.7) |
| 東海 | 6 (100.0) | 2 (33.3) | 2 (33.3) | 2 (33.3) |
| 近畿 | 6 (100.0) | 3 (50.0) | 3 (50.0) | 0 (0.0) |
| 中国 | 5 (100.0) | 0 (0.0) | 4 (80.0) | 1 (20.0) |
| 四国 | 2 (100.0) | 1 (50.0) | 1 (50.0) | 0 (0.0) |
| 九州 | 11 (100.0) | 2 (18.2) | 6 (54.5) | 3 (27.3) |

資料:農林水産政策研究所調べ

なお、法人化については、平成19年末の加入要件にかかる運用の見直しによって5年後の法人化要件が緩やかになったことで、構成員の法人化への意向が後退したとの指摘が多くの関係者からあった。そこで、そうした政策の変化と法人化の見通しの変化の関係を確認するため、平成20年度調査での任意組織の法人化に対する姿勢（法人化に積極的であるか消極的であるか）と先にみた法人化の見通しとをクロス集計したものが第5-27表である。

まず、平成20年度時点で法人化に積極的であった16組織（全体の36%）についてみると、平成21年度には7組織（43%）が「計画どおり法人化する」としており、半数近くの組織が法人化の意向を継続して持っている。ただし、組織類型別にみると、Ⅰ類型（Ⅰ－AおよびⅠ－B）の組織では、「計画どおり法人化する」がゼロで、「その他」が多く、様子見の感がある。

また、Ⅱ類型とⅢ類型は「計画どおり法人化する」または「計画は延長するが将来法人化する」のいずれかの見通しを持っている組織（12組織）のみであり、そのうち「計画どおり法人化する」とした7組織は次のようなものである。

Ⅱ－Aには愛知県のS組織と愛媛県のI組織の2組織があり、前者は県内で個別大規模経営が育成される中で役所OBが中心となって兼業地域で組織化を行い、水稻を含む23ha

第5-27表 法人化見通しの変化（平成20～21年）

(単位:組織、%)

| | | 平成21年度の法人化への見通し | | | | | |
|-------------|-----|-----------------|------------|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| | | 計 | 計画どおり法人化する | 計画は延長するが将来法人化する | その他 | | |
| 平成二〇年の法人化意向 | 積極的 | 小計 | 16 <36.4> | 7 (43.8) | 6 (37.5) | 3 (18.8) | |
| | | I-A | 3 <50.0> | 0 (0.0) | 1 (33.3) | 2 (66.7) | |
| | | I-B | 1 <20.0> | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 1 (100.0) | |
| | | II-A | 2 <22.2> | 2 (100.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | |
| | | II-B | 4 <40.0> | 2 (50.0) | 2 (50.0) | 0 (0.0) | |
| | | III-A | 6 <75.0> | 3 (50.0) | 3 (50.0) | 0 (0.0) | |
| | | III-B | 0 <0.0> | 0 (-) | 0 (-) | 0 (-) | |
| | | 消極的 | 小計 | 28 <63.6> | 2 (7.1) | 15 (53.6) | 11 (39.3) |
| | | I-A | 3 <50.0> | 0 (0.0) | 3 (100.0) | 0 (0.0) | |
| | | I-B | 4 <80.0> | 1 (25.0) | 3 (75.0) | 0 (0.0) | |
| | | II-A | 7 <77.8> | 1 (14.3) | 3 (42.9) | 3 (42.9) | |
| | | II-B | 6 <60.0> | 0 (0.0) | 4 (66.7) | 2 (33.3) | |
| | | III-A | 2 <25.0> | 0 (0.0) | 1 (50.0) | 1 (50.0) | |
| | | III-B | 6 <100.0> | 0 (0.0) | 1 (16.7) | 5 (83.3) | |

資料:農林水産政策研究所調べ

注1)平成20年度調査の回答数合計は44であり、21年度の全体数より少ない。

2) < >内は平成20年度の44組織に対する割合、()内は計に対する割合。

の協業経営体となっている組織、後者は、水稻（作業受託）と大豆での約20haの協業経営体である。II-Bの2組織は、いずれも兵庫県の組織であり、U組織は21ha、K組織は26haの水稻と麦・大豆の協業経営体である。こうした組織は、政策的な方向づけの中で、リーダーの指導もあって法人化を継続して掲げている。

他方、III-Aには3組織あるが、岩手県のF組織は86haの水稻+麦・大豆の組織で、転作は協業経営、水稻は枝番管理、福岡県のR組織と熊本県のS組織は、水稻・大豆+裏作小麦をそれぞれ約370ha、約180ha経営する組織であり、大豆の収穫作業のみを協業で実施し、他は枝番管理の組織である。これらの組織は、営農の実態としては農家個々が中心であるが、リーダーの強固な信念もあって「計画どおり法人化する」と回答しているとみられる。

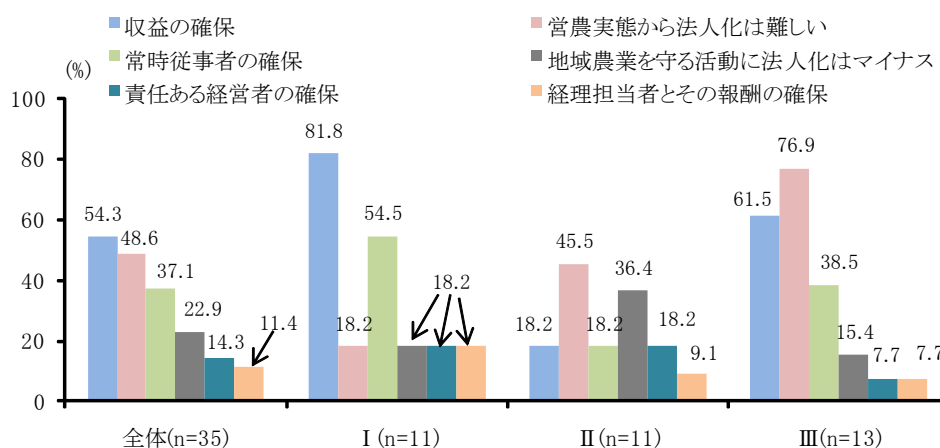
これに対して平成20年度に法人化に消極的であった28組織をみると、平成21年度に「計画どおり法人化する」とした組織はわずか2組織であり、「計画は延長するが将来法人化する」が15組織と過半を占める。また、III類型では「その他」が多い。これら組織のうち「計画どおり法人化する」の2組織は次のような組織である。

一つはI-Bの三重県のN組織であり、麦・大豆の転作組織をベースに設立され、小面積の水稻を加えて協業経営を行っているが農業機械は保有していない。平成20年度調査では、「集落営農の目的は地域の農地を荒らさないことが第一で、利益は二の次である。法人化は何のメリットもなく、(法人化の強制は)我々を苦しめるだけである。」と回答していたが、オペレータの高齢化等によって法人化も考えざるを得なくなったと推測される。もう一つは、II-Aの奈良県のA組織であり、地域のリーダーが組織化した麦・大豆の転作組織をベースに、米は農家ごとの管理を行っている。組織として保有する農業機械がな

かったが、トラクタを導入（リース）するなど営農の組織化を進めつつある。ともに組織の実態から判断すると、ただちに法人化することは難しい面もあるが、組織のリーダーは営農の組織化を進め、協業経営へ向けて法人化する必要があると考えている。

7) 法人化する上での課題

平成20年度調査結果から、任意組織が法人化する上での課題（三つまで選択）を第5-20図に示す。全体では、「収益の確保」が54%と最も多く、ついで「営農の実態からは法人化は難しい」が49%、「常時従事者の確保」が37%、「地域農業を守る活動に法人化はマイナス」が23%の順となり、さらに続いて「責任ある経営者の確保」が14%、「経理担当者とその報酬の確保」が11%となっている。



第5-20図 任意組織が法人化する上での課題（平成20年）

資料：農林水産政策研究所調べ

組織類型別の特徴をみると、所得増を目的とする組織（I類型）では、「収益の確保」（82%）、「常時従事者の確保」（55%）が課題とされ、より一層の収益拡大とそれによる常時従事者の確保を図った上でなければ法人化は難しいとしており、I類型ではこの点が法人化の見通しを規定している。

他方、農地の維持・保全を目的とする組織（II類型）では、「営農の実態から法人化は難しい」（46%）、「地域農業を守る活動に法人化はマイナス」（36%）が比較的高い。法人化＝企業化・利益追求とのイメージがあるため、II類型の組織、特にII-Bのような「集落ぐるみ型」の組織からすれば、法人化は組織の営農実体からみて違和感があり、地域農業を守る活動にはマイナスという認識になっているとも考えられる。ただし、II類型は選択肢への回答割合が全体的に低いといった特徴がある。このことは、他の類型に比べ法人化に向けた課題が少ない組織が多くあることを意味しており、そうした組織では法人化に向けてのハードルはそれほど高くないともいえる。

さらに目的未定の組織（Ⅲ類型）では、「営農の実態からは法人化は難しい」（77％）とする割合が非常に高く、加えて「収益の確保」（62％）や「常時従事者の確保」（39％）も高い。枝番管理の組織が多く、その営農の実体からみて、今以上に従事者や収益の確保ができないことを反映して、法人化は困難と考える組織が多い。

（小野 智昭）

注(10) 集落営農組織とその法人化についての政策的位置づけは、小野智昭「集落営農の発展と法人化について」

（『集落営農の発展と法人化—2009年度日本農業経済学会特別セッションの記録—』経営安定プロジェクト研究資料第3号、農林水産政策研究所）を参照。

- (11) 集落営農組織が法人化し、認定農業者として経営所得安定対策に加入するには、農業生産法人となることが一般的であるが、それが必須であるわけではない。2009年の改正農地法により、法人は法人形態を問わずに農地の借地を行うことができるようになったので、そうした農業経営法人が認定農業者となることができる。また専ら農作業受託を行う一般の法人が、特定作業受託を行い認定農業者となることもできる。
- (12) 池田太・中沖昌伸・佐々木毅・石黒宏治「水田経営所得安定対策下での集落営農組織の集積性と展開のあり方—富山県での事例分析を通じて—」（『農業問題研究学会2009年度秋季大会報告予稿集』平成21年）では、富山県での法人の特徴を述べているが、100ha以上の大規模法人ではすべてに専従者がいる。